◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第２項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

縦　覧　期　間　　平成26年12月２日